

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月の台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みが必要となった。

この取り組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨や台風 10 号のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講じるため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に公布、同年 6 月に施行された。

阪神東部（猪名川流域圏）地域では、総合治水の更なる推進を図るため、推進計画について、「①水防法の改正を踏まえた変更」を行うとともに、総合治水条例施行から 5 年の節目かつ本計画期間の概ね中間年に当たることから、各取り組みの進捗状況とその効果、地域ニーズへの対応等を踏まえた「②年次更新による変更」を行う。

推進計画の主な変更箇所と内容

項目	頁	内 容 【①水防法の改正を踏まえた変更 ②年次更新による変更】	
1 計画地域の概要	P1～20	②	・統計資料の更新に伴う修正 ⇒土地利用、計画地域内人口 ・平成 26 年の浸水被害状況の追加
2 総合治水の基本的な目標	P21	—	—
3 総合治水の推進に関する基本的な方針	P22～23	①	・国、県、市町それぞれが管理する河川管理区間を基本に、国から示された水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組についても推進することを記載
4 河川下水道対策			
(1) 河川の整備及び維持	P24～37	①	・氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を実施（国）することを記載
		②	・今後の河川対策の事業概要の修正 ・トピックスの修正・追加 ⇒猪名川上流域の河川改修による効果（追加）、寺畑前川調整池の効果（修正）
(2) 下水道の整備及び維持	P38～40	②	・下水道整備率の修正 ・今後の取組の修正・追加 ⇒雨水ポンプ場の改築・更新、幹線管きよの整備（川西市） ・トピックスの修正・追加 ⇒下水道浸水被害軽減対策取組（伊丹市）
5 流域対策			
(1) 調整池の設置及び保全	P41～43	—	—
(2) 土地等の雨水貯留浸透機能	P44～54	②	・これまでの取組の修正・追加 ⇒キセラ川西せせらぎ公園 地下貯留（川西市）等 ・今後の取組の修正 ⇒県立尼崎高等学校 校庭貯留（平成 27 年度着工を追記）（県）等
(3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保	P55	—	—
(4) ポンプ施設との調整	P56～57	②	・雨水排水に係るポンプ施設一覧の修正
(5) 遊水機能の維持	P58	—	—
(6) 森林の整備及び保全	P59～60	②	・（県）「災害に強い森づくり：第 3 期対策（平成 28～32 年度）」に取り組むことを記載
6 減災対策			
(1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握	P62～66	①	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・周知等を記載 ⇒（県）H30 年度までに水位周知河川である猪名川（県管理区間）で想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、その他全ての県管理河川についても順次作成 ⇒（市町）想定最大規模降雨による洪水に基づくハザードマップを作成・周知
(2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	P67～74	①	・ホットラインの構築に関連する取組を記載 ⇒（県）県と市町においてホットラインを構築（H29 整備済）であり、毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用し、連絡体制を確認（ホットラインの説明の追加） ・水害対応タイムラインの策定に関連する取組を記載 ⇒（県）避難勧告の発令に着目したタイムラインを作成（H29 整備済）（水害対応タイムラインの説明の追加） ⇒（市町）大規模水災害時に各主体が迅速かつ確に対応できるようタイムラインを策定 ⇒（県・市町）作成したタイムラインの検証に努める ⇒（国、県）市町が作成したタイムラインのブラッシュアップの支援に努める
(3) 浸水による被害の軽減に関する学習	P75～81	①	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に関連する取組を記載 ⇒（県・市町）想定最大規模降雨による洪水を対象とした手作りハザードマップの取組を検討
		②	・今後の取組の修正・追記 ⇒小学校の総合学習授業等に活用できる総合治水を題材とした映像ソフトを制作し、各市町教育委員会へ配布（県）等 ・トピックスの追加 ⇒県民による防災・減災に関する取組（兵庫県立尼崎小田高等学校）等
(4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備	P82～88	①	・大規模工場等の自衛水防に関連する取組を記載 ⇒（国）大規模工場等へ浸水リスクの説明等により自衛水防を支援 ⇒（市町）大規模工場等のある市町は自衛水防に関する啓発活動に努める ・要配慮者利用施設に関連する取組を記載 ⇒（市町）要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を施設管理者に促し、避難訓練を支援 ⇒（国・県）市町が行う取組を支援 ・広域避難体制の構築に関連する取組を記載 ⇒（市町）隣接市町等における避難場所の設定や災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう連携体制の構築に努める ⇒（国・県）広域避難に関する先行事例の周知など技術的な支援を実施
(5) 訓練の実施	P89～90	②	・これまで及び今後の取組の修正・追加 ⇒地域の自主防災訓練等で避難訓練や DIG 等を実施（川西市）等
(6) 建物等の耐水機能	P91～93	②	・今後の取組の修正 ⇒市庁舎及び排水施設の耐水化を検討（尼崎市）等
(7) 浸水による被害からの早期の生活の再建	P94	②	・フェニックス共済加入状況の修正
7 環境の保全と創造への配慮	P95～96	—	—
8 総合治水を推進するにあたって必要な事項	P97～98	—	—